春日井市補助金を利用して合併処理浄化槽に切り替えましょう!!

合併処理浄化槽はトイレの水洗化で快適な生活が楽しめるだけでなく、されいな水で美しく豊かな自然を守ります。

公共下水道事業計画区域(雨水整備のみの計画区域を除く。)を除いた区域において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ切替える場合、市から、最大、設置費用の約8割(65~110万円)が補助されます。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る費用(例) ~7人槽合併処理浄化槽設置、既存単独処理浄化槽撤去の場合~

工事費7人槽 110万円の場合

合併処理浄化槽を 重点的に整備する区域 上記以外の公共下水道 事業計画区域を除いた 区域

合併処理浄化槽設置費99万円 +既存単独処理浄化槽撤去費11万円

市補助88万円(80%)

自己負担 22万円 (20%)

市補助71万円(65%)

自己負担 39万円(35%)

単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの<u>転換に伴い必要となる宅内配</u> 管の工事費の一部についても補助金を交付します。《10万円(上限)》

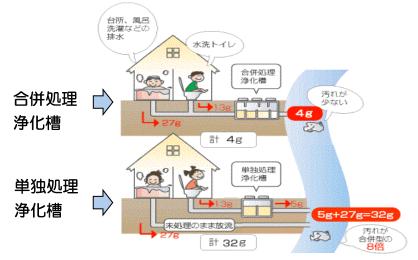
補助金は予算の範囲内で先着順に受付けします。お気軽にお問い合わせください。

- ※浄化槽工事着工後の申請は認められませんのでご注意ください。
- ※工事業者を通しての申請も可能です。各工事業者とご相談ください。

合併処理浄化槽とは?

浄化槽には、し尿のみを処理する**単独処理浄化槽**と、し尿及び生活雑排水の両方を処理する**合併処理浄化槽**があります。

合併処理浄化槽は河川等の水環境を守るためにもたいへん有効です。



環境省「浄化槽サイト 自然にやさしい浄化槽のひみつ」より

合併処理浄化槽設置地域の放流先側溝



未処理の生活排水が直接放流される側溝





合併処理浄化槽設置費補助制度のご案内

本市では、公共下水道事業計画区域を除いた区域等における生活排水対策として、合併処理浄化 槽の設置を促進しています。補助制度を活用し合併処理浄化槽への転換や設置をしましょう。

補助金の限度額

設置・配管・撤去に要する経費に対する補助割合及び限度額は下表のとおりです。

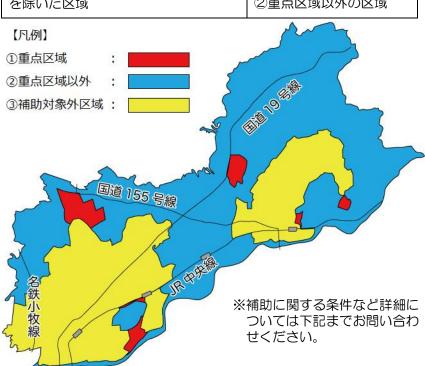
区分	人槽	補助交付 公共下水道事業計画区 事業計画区域を除く。 ①重点区域	(域(雨水整備のみの	経費に 対する 補助 割合
(1) 新設 (新設及び建築確認申請を伴う工事を 行う場合)	5人槽 7人槽 10人槽	80,000円 110,000円 140,000円		8割
(2)-1 単独処理浄化槽・くみ取り便槽 からの <u>転換</u> 	5人槽 7人槽 10人槽	560,000円 790,000円 1,010,000円	430,000円 620,000円 810,000円	8割
(2)-2 単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの 転換に伴う配管工事費 ((2)-1に加算)		100,000円		5割
(2)-3 単独処理浄化槽からの転換に伴う 単独処理浄化槽撤去費 ((2)-1に加算)		90,000円		10割

補助対象区域

公共下水道事業計画区域(雨水整備の みの公共下水道事業計画区域を除く。) を除いた区域

①重点区域

②重点区域以外の区域



【①重点区域】

○次の町名の一部

岩野町、上野町、大手町、上田楽町、 木附町、下条町、高蔵寺町、坂下町、 下津町、 上条町、鷹来町、高座町、 玉野町、田楽町、中切町、町屋町、 弥生町

【②重点区域以外の区域】

〇次の町名の全部

〇次の町名の全部 明知町、穴橋町、牛山町、内津町、 大魯町、神屋町、牛山町、内津町、 春日井町、金ケロ町、北城町、熊野町、 黒鉾町、西尾町、桜佐町、下市場町、 下原町、庄名町、新開町、神領町、 大泉寺町、西屋町、外ノ原町町中町、 西島町、西屋町、西山町、廻間町、 東山町、不二ガ丘、細野町、堀ノ内町、 桃山町、四ツ家町

○次の町名の一部

東神明町、東野新町、東野町、前並町、 松河戸町、松本町、南下原町、宮町、御幸町、弥生町、六軒屋町、 割塚町

【問合せ・申請先】

春日井市環境部環境保全課 環境監視担当

電話 0568-85-6217 ファックス 0568-84-8731

E-mail hozen@city.kasugai.lg.jp